

台風10号により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します

— 電気料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除などを実施 —

令和6年台風10号により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの台風により、災害救助法が適用された福岡県、大分県、宮崎県および鹿児島県の121市町村（令和6年8月28日以降、令和6年台風10号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む）において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとし、2024年8月29日、「特定小売供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、本日、認可を受けましたので、お知らせいたします。

I. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村

※ 対象市町村は、別紙を参照ください。

II. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日（※1）の延長

2024年7月（支払期日が8月29日以降のものに限る）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

3. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2025年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

4. 工事費負担金（※2）の免除

2025年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

5. 臨時工事費（※2）の免除

2025年2月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

6. 諸工料（※2）の免除

2025年2月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

III. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄りの当社営業所までお申し込みください。

（お問合せ先）

行橋営業所 0120-639-453

以上